重　要　事　項　説　明　書

～指定通所介護～

1　事業主体概要

事業所名	老人介護事業所　あさひホーム
法人名	有限会社　朝日ケア
代表者名	代表取締役社長　林　和夫
法人所在地	富山市北代 189
法人の理念	「私たちの仕事はお年寄りに満足してもらうこと。満足を測る物差しのひとつに心からの笑顔がある。この笑顔とは、お年寄りだけではなく家族も介護スタッフも地域住民も含んだ皆の笑顔である。」

2　施設概要

施設名	老人介護事業所　あさひホーム
運営の基本理念	利用者に対して、家庭的な環境の下での入浴、排泄、食事等の介護や、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう努めます。
運営方針	利用者に対して、居宅サービス計画に基づいた介護サービスを提供するとともに、利用者の状態の悪化を防止することに努めます。 ふれあいを大切にした「普通の生活」を目指してサービス提供にあたり、また、利用者の生活の場を広げ自立への意欲を高める為に、外出の支援や地域住民との交流の促進、ボランティア活動の受け入れ、施設の設備機能の開放を進めます。
施設の責任者	ホーム長　松岡　英明
開設年月日	平成 15 年 4 月 1 日
介護保険事業所番号	1670102175
所在地	富山市北代 189
電話番号	076-427-0770
FAX 番号	076-427-0771
利用定員	35 名（介護予防サービス定員含む）
共通施設の概要	食堂、機能訓練室、浴室、脱衣室、静養室、トイレ 4 箇所、洗面所 4 箇所
防犯防災設備等の概要	ナースコール、自動火災報知器、スプリンクラー、消火器等

3　通常の送迎の実施地域

呉羽・長岡・桜谷・五福・神明・愛宕・八幡・倉垣・四方・草島・老田・古沢・池多方面

4　営業日及び営業時間

営業日　　月曜日から土曜日まで。ただし、1 月 1 日～2 日を除く。
営業時間　8 時 30 分～16 時 30 分
サービス提供時間　　1 単位目　8 時 30 分～16 時 30 分
延長サービス可能時間帯　提供前　7 時 30 分～8 時 30 分
　　提供後　16 時 30 分～18 時 00 分

5　協力医療機関

医療法人財団五省会　医療法人西能病院
中道歯科医院
岩城内科医院

6　職員体制（通所介護及び通所型サービスを提供する職員）

管理者	1人
生活相談員	2人以上（介護職兼務）
介護職員	5人以上（非常勤含む）
看護職員	2人以上（介護職兼務、非常勤含む）
機能訓練指導員	1人以上（看護職員兼務）
栄養士	1人（株式会社魚国総本社より派遣）

7　勤務体制

昼間の体制（8：30～16：30）　　常勤4人　非常勤5人

※特に必要と認めた場合はその限りでない。

8　サービス及び利用料等

通所介護のサービス料金は、ご利用されるサービス時間等の基本料金に加え、事業所の体制により、以下の料金がかかります。基本料金は別紙参照ください。（加算は1割負担のみ表記してあります。2割、3割につきましては別紙料金表に記載。）

・入浴介助加算（Ⅰ）	40円/回
・個別機能訓練加算（Ⅰ）	56円/回　個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービスを実施した際に料金を頂きます。
・口腔機能向上加算（Ⅰ）	150円/回（月2回まで）口腔機能向上実施計画を策定し、これに基づきサービスを実施した際に料金を頂きます。
・送迎減算	片道47円の減算　自宅からホームまで家族送迎した場合。
・科学的介護推進体制加算	40円/月　各利用者のデータ提出と活用により、介護計画の改善から評価までを行い、ケアの質の向上を図ります。
・サービス提供体制加算（Ⅱ）	18円/日 介護職員の介護福祉士率が50%以上に該当する加算。
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	介護職員の定着率の向上とサービスの質を維持するために資する費用として、所定単位数に12.0%を乗じた額を加算します。
・地域単価	富山市の地域として、1.4%を乗じた額を加算します。
・食費	800円／日（昼食代700円、おやつ代100円）
・消耗品の費用	別途料金表による。

9　利用料等のお支払い方法

利用料金は月末締め翌月10日頃に請求いたします。月末までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

（ア）事業者指定口座への振り込み

（イ）利用者指定口座からの自動振替

（ウ）現金支払い

口座振替は郵便局、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協にて行えます。（事前に申込手続きが必要です。）

10　苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

苦情受付担当者　生活相談員　舟坂　祐子

受付時間　8：30～17：30

受付電話　076-427-0770

(2) 意見箱の設置

(3) 行政機関その他苦情受付機関（富山市以外にお住いの方は、在住の市町村介護保険担当課）

・富山市役所介護保険課

富山市新桜町7番38号　　TEL　076-443-2041

受付時間　月～金　8：30～17：15

・富山県国民健康保険団体連合会

富山市下野字豆田995-3　　TEL　076-431-9833

受付時間　月～金　8：30～17：00

・富山県福祉サービス運営適正化委員会
富山市安住町5-21 富山県社会福祉協議会内　　TEL　076-432-3280
受付時間　月～金　9：00～16：00

(4) 事業者は提供したサービスについて、利用者または利用者の家族からの苦情の申し出があった場合、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上と改善に努めます。
① 苦情の申し出があった場合、直ちに担当者が連絡をとり、直接訪問するなどして詳細を聞き取ります。また、サービスを提供した担当者からも事情を確認します。
② 事業者は苦情の内容を検討し、速やかに利用者への改善対応を行います。また関係事業所への報告、連絡も行います。
③ 事業所は苦情の内容や対応方法などを記録に残します。事業所の委員会において情報を共有・検討し、再発防止に取り組みます。

11　人権擁護・虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。(虐待防止に関する責任者：松岡英明)
(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
(3) 高齢者虐待防止のための指針を整備します。
(4) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12　衛生管理等

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
(3) 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13　業務継続計画の策定について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14　身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。
また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。
(1) 切迫性・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
(2) 非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
(3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

15　緊急時及び事故発生時における対応方法

(1) 職員は指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡し、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(3) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

(4) 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害について、契約者及び利用者とその家族等に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

なお事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

保険の書類	保険会社名	適用
介護事業者賠償責任補償	東京海上日動火災保険㈱	介護支援中
自動車保険	東京海上日動火災保険㈱	送迎中

以上の保険にて事故発生時対応することになっており、上記の加入保険会社の補償額以上の対応は出来ません。その他、賠償内容については上記加入している保険約款に準じます。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	「老人介護事業所あさひホーム　消防計画」に基づき対応します。
避難訓練	「老人介護事業所あさひホーム　消防計画」に基づき年２回避難訓練を、入居の方も参加して行います。
防災設備	自動火災報知機、火災通報装置、スプリンクラー、消火器、誘導灯４箇所
消防計画等	呉羽消防署への届出日　平成15年４月１日 防火管理者　ホーム長　松岡　英明

17　秘密の保持と個人情報について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。またこの秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

③ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

18　サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行います。

【実施の有無】	実施状況無し
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

【説明確認欄】

令和　　年　　月　　日

指定通所介護契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者　　富山市北代189番地
有限会社　朝日ケア
事業者名　　取締役社長　　林　和夫　　印

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属(職)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指定通所介護契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人又は立会人

住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続柄　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印